### 第二部

# 野田山墓地の無縁墳墓の改葬に関する実証的研究

## 1 野田山墓地の歴史

## 1-1 開発

野田山墓地の歴史は、天正15 (1587) 年前田利家の兄利久を葬り、それに続き前田利家が野田山に「塚をつかせ可被申」との遺言によって慶長4 (1599) 年4月に埋葬されたことに始まる、とされている。利家の埋葬地に関しては、利家が兄の利久よりも高所に墓地を造らないように言い残したという逸話は有名である。

野田山墓地の墓守寺として慶長5 (1600) 年に桃雲寺が二代藩主前田利長によって創建された。桃雲寺は「野田宝円寺」と称したが、後に利家の戒名\*1にちなみ「高徳山桃雲寺」として改称し、三代藩主前田利常は野田村の58石を寺領として寄進をして、歴代藩主も墓守寺=桃雲寺を厚く遇した。『金沢古蹟志』には、次のようにある。

・・・「加邦録にも、昔は野端山と書き、今野田山とす、といへり。此の山地を埋葬地とせしは、彼の大乗寺卍山和尚の広録に載せたる法華経碑銘にいへる如く、高徳公慶長四年の四月爰に埋葬せよとの遺命にまかせ、廟所と定めたり。是埋葬の濫觴にて、是より藩士・町人等追々墳墓地となし、爰に埋葬する事とは成りたりけん。柴野美啓曰く、野田山の古墳どもをば熟覧するに、天正以来の年月日を彫刻せし碑石あれど、其の時代爰に埋葬せし墳墓にあらず。後他所より移し改葬せしものなるべし。野田山の墳墓は、藩祖高徳公より起れり、といへり。」

野田山が前田家の墓所として始まったことは異論のないところであるが、いくつかのことについては異論が提出されている。たとえば、利久の埋葬についてはこれが嚆矢ではないと屋敷道明氏は論じている\*2。その理由は、古い資料では利家の埋葬に始まるとする記事が多いこと、『金沢古蹟志』にも「高徳公慶長四年の四月爰に埋葬せよとの遺命にまかせ、廟所と定めたり。是埋葬の濫觴にて」とあるように、利久の埋葬については古い記録に残されていないとし、「利家と利久の墓地の墓地高低の件については単なる俗説とした方が良いのではなかろうか」としている。では、そうであるとしたら、利久の墓はいつ野田山に移葬されたのであろうか。この問題については明らかにされていない。

第二は、利家の埋葬によって「必ずしも野田山が前田家歴代の墓所として定められた訳ではな」いと宇佐見孝氏が論じていることである\*3。前田家二代目利長は野田山の墓石は設けられるが、本墓は越中の高岡に存在するし、利長以降の藩主についても 4・9・13 代の墓も野田山に設けられていないと論じる。また、「天正十五年(一五人七)埋葬の前田利久を始めとして、安政三(一八五六)年埋葬までの五十二名の埋葬者名が挙げられているが、その内二十一名は明治四十三年・大正二年・同十一年の改葬によって、野田山に墓を移したものであり、藩政期以来野田山を墓所とした者は差引三十一名となる。つまり、『加賀藩史料』編外編に拠れば、藩政期野田山に存在した前田家一族の墓所は三十一基ということになる (利長などの拝墓は除く)」として、現在の「前田家墓地」の成立は明

治期になってから成立したものである、と宇佐見氏は論じている。

およそ墓地というものが、その成立当時の姿をそのまま現在に至るまで伝えているということは現実にはあり得ない。その意味では、『金沢古蹟志』において「野田山の古墳どもをば熟覧するに、天正以来の年月日を彫刻せし碑石あれど、其の時代爰に埋葬せし墳墓にあらず。後他所より移し改葬せしものなるべし」と論じるているように、現状の墳墓が他の場所から移葬されてきたケースもあるであろうし、墳墓の建立にしても一度建立したいくつかの墳墓を合葬して新たに一つの墳墓にまとめてこともあるであろう。墳墓の形状はそれぞれの時代において大きく変化したことは十分考えられることである。そのことを踏まえながらも、私達は次のことを確認しておかなければならない。

まず、野田山墓地が、前田家墓所の周辺に村井家をはじめとする家臣団の墳墓群によって固められていることである。このような墓地の形状がいつの段階から形成されたかということである。出越茂和氏によると、「家臣最高家格の八家のうち野田山墓地にあるのは、横山・村井・直之系前田・長・奥村本、支家の計六家である。奥村本家と村井家は当初上野地区に小さな墓地を造成するが、後に移転して歴代当主が眠る広大な墓地を造成しており、これを歴代墓地と呼ぶ」\*4として、結論として次のように述べる\*5。

野田山近世墓地の形成に関しては、二つの段階が存在する。

第一段階は一七世紀前半で、山上に藩主夫妻とその子女及び有力家臣が墳墓の規模や墓標に大きな格差を有しながらも集合して営まれている。

第二段階は一七世紀中頃以降で、前代と異なり臣下に降った藩主子女は除外され、八家は 中腹へ移転して広大な歴代墓地を営む。人家歴代墓地の形成にあたっては、中割地区に依然 広大な敷地が存在した。

前田八家の一である現在の村井家当主が「公然たる秘密である」として話してくれたことであるが、村井家の初代又兵衛長頼は鎧・兜を身につけて江戸の方向を睨みながら立ったまま埋葬されたと。野田山墓地は藩主だけの墓地として展開したのではなく、藩主と家臣団の墓地として展開して、18世紀になってそれが金沢の町人階層にも開かれていったのである。

### 写真1 墓地契約



また、家臣団の墳墓とともに、江戸時代の間にかなりの量の庶民(町人)階層の墳墓が野田山に建立されている。このような墳墓の建立がいつの時代にどのような理由によって形成されたかということである。

さらに、この庶民階層の墳墓がどのように管理されていたかである。右の写真は、文政 10 (1839) 年に銀 19 匁 3 分 5 厘で 9 尺 4 方の墓地使用を認め

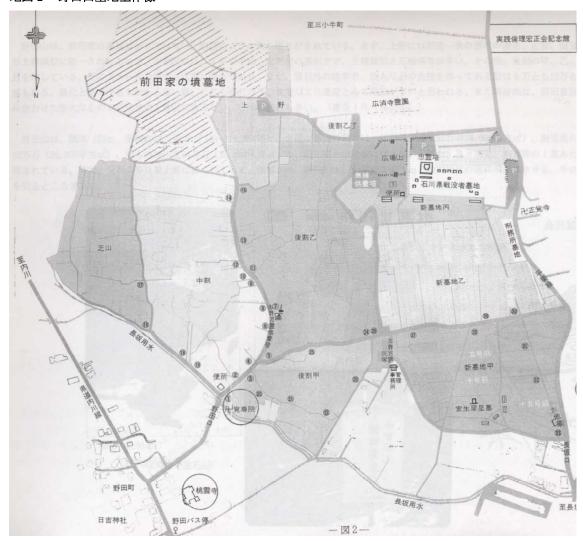
る「覚」である。差し出し人は「桃雲寺」、宛先は「越中屋清左衛門殿」とあり、組頭の名前(添え書き)も見える。ここでは、桃雲寺が寺領であった野田山の墓地を管理し、町人にも墓地の使用を認めていることがわかる。この時期については「一八世紀以降には平士から有力な町人(家柄)までが野田山墓地を墓所とすることが許され、埋葬(改葬)するようになった」とあるように\*6、18世紀になって町人階層まで野田山墓地を墓所とする

ことが許され、埋葬(改葬)したと述べられている。つまり、町人の墓所も、士族階層と同様に、はじめてここに設置されたというより、他の場所にあった墓地が野田山墓地に移葬(移転・改葬)されることもあったのである。

なお、墓地のそれぞれの地区は次のような構成になっている\*7。

野田山は、金沢城の南4キロの位置にあり、山頂には前期古墳時代の遺跡がある。野田山墓地はとして近世段階に形成された上野、芝山、中割、後割(甲・乙)等の旧墓地と、新たに明治時代以降に造成された新墓地に区分され、中割と後割の間には藩主の墓に通じる墓道がある。(略)

### 地図1 野田山墓地全体像



- 1 上野地区 野田山墓地の南東端に位置する。標高150mのところに、歴代藩主・前田家一族の墓地がある。南北約350m、東西約400m を測り、野田山墓地最高所に占地する。この地区には、加賀八家村井家と奥村支家の墓域がある。
- **2 芝山地区** 野田山墓地の東端に位置する。標高80~110m、南北約300m、東西約100m で狭い地点で70m を測る。前田家墓地の前面にある。八家の一である長家の墓域や人持組の墓域が続いている。
- 3 中割地区 野田山墓地の芝山地区西側、墓道の東側にあり、南北約320m、東西約100m

を測る。芝山と同様に前田家墓地の前面にある。直之系前田家・横山家・奥村家などの墓域 があり、下に行くほど小規模な墓地が多くなる。なお、墓道入り口東側には「六地蔵」があ る。

4 後割甲・乙地区 野田山墓地の中程、近世墓地区としては西端にあたり、墓道の西側にある。南北約480m、東西約120mを測る。中部地区との間に小さな谷状の窪みを挟んでおり、標高80m 以上の急傾斜地がある乙地区と比較的緩やかな傾斜地の甲地区がある。芝山や中割地区に比べて大身墓地(上級武家)が少なく、全般に小規模な基地が多いが、利貞系前田家の墓域も設けられている。なお、甲地区には覚尊院、御廟番がある。

5 新墓地甲・乙・丙地区 後割地区とは尾原谷という谷を挟んで区分される、西は平栗道までの南北400m、東西400m の範囲がある。明治14·15年頃に造成されたとされる。同基地内 には戦没者墓地、刑務所墓地などもある。



富子姫の墓(夫婦別姓の墓)



富子姫の墳墓にある立て札

# 【補論】富子姫の墓

あまり話題にされることはないが、前田利常の四女富子姫の墓は歴史的にも重要な意味を持つ。この富子姫の墳墓だけが現在では宮内庁の管轄となっている。左の立て札には次のようにある。「八条宮智忠親王妃富子姫御墓 元和七年(一六二一)三代藩主利常公の四女として生まれる。母は天徳院。寛永一九年(一六四二)は条宮智忠親王の妃となる。寛文二年(一六六二)京都にて逝去され、霊柩を利常公墳側に帰葬 is した。御墓は明治三十六年より宮内省(現宮内庁)の管轄となっている・(略)・・」。成巽閣には、この帰葬の時の文書が残されている

が、まだ公表されていない。聞き書きでは、富子姫が日常的に使っていた化粧箱と一緒に遺体も帰ってきた。

このような帰葬の習俗は平安貴族のもとでは一般的に 行われていた習俗であるが、江戸時代に至るまでこの習 俗が天皇家においては行われていたことになる。また、 明治 9 年に夫婦別姓の指令が明治政府(太政官)から出 されるが、富子姫の墳墓も実家の姓(菅原朝臣)が刻ま れている。

遺体を実家に帰すという習俗は、庶民階層においてもいくつかの地域で行われており、新潟県等の日本海側には比較的色濃く分布する習俗であり、姓とは何かあるいは女性の帰属の問題を考える上で重要な資料となる\*8。

### 1-2 藩墓地から公営墓地へ一明治維新

野田山墓地の歴史は概ね次のように整理できる。前田利家公がこの地に埋葬され、さらに奥山本家・村井家など重臣がその周辺の上野地区に埋葬され、さらに奥山・村井家に加えて中割地区に加賀八家や人持ち衆の家々も墓地を設けるようになった。この時期が 17世紀中葉から後半であるとすれば、前田藩の藩主を中心とした家臣団の墓地が 18世紀までに確立をしたことになる。18世紀になると、この墓地に町人階層も墓所を設けること

が可能になり、野田山墓地の新たな展開が始まった。ここで展開する墓地は、加賀百万石の中心である金沢の都市住民の墓地であり、おそらく全国で初めての、またこの時期には全国でも例を見ない、まさに巨大な「都市型墓地」の展開であったと言えるだろう。その意味では、18世紀における町人階層の墓所の展開も、野田山墓地にとって大きな画期であったに違いない。

そして、その次の画期は、明治維新以降であろう。この変化は、藩墓地から公営墓地への変化であり、まさに一般の市民へ野田山墓地が解放されたことを意味している。この流れについては、(1)~(5)のように整理することができる。

## (1)寺領から官有地へ(明治3年から明治8年)

明治 3 年 12 月のいわゆる「上知令」により、寺領であった墓地は上知され、官有地に編入された(実際には、明治 8 年 5 月 30 日の太政官布告によって確定する)。墓地の管理は石川県に移された。また、野田村住民が、明治 10 年に時の県令桐山純孝に対して野田山に対する所有権を申し立てたが、これが却下された。

## (2)前田家一仏式から神葬祭へ(明治7年)

明治7年7月、第15代前田家当主前田利嗣は、家の祭祀を仏式から神式に改めた。現在に伝わる前田家墓地の様相はこの時代に作られたものである。宇佐見氏は次のように述べている\*9。

十五代前田家当主となる前田利嗣は、明治七年(一人七四)に前田家を継ぐと家の祭祀を神式に改め、「明治七年七月、両刹ノ霊堂二安置ノ前田家累世ノ位牌ヲ廃シ、十年五月野田山ノ廟所ナル廟堂ヲ取除ケ、更ニ碑石及鳥居ヲ建ラレ、自余散在ノ廟所モ同様ニ改メラレ、是ョリ両刹モ菩提所ノ称ヲ除カレタリ」(「温故集禄」)とあり、明治七年をもって墓所の様相は一変したものと推測される。

## (3) 墓地券 (明治8年・明治10年)

少なくとも、明治8年には「墓地取扱所」が墓地使用者(墓主)に対して「墓地券」を



明治8年墓地券

発行し、墓地の管理をはじめている\*10。「墓地取扱所」がどのような性格をもった役所であり、「墓地券」がどのような性格をもったものであるか、明らかではない。明治 8年の墓地券の裏には「取扱規則第六条」とあるので、この時期に「取扱規則」が施行されていたことになる。また、「譲換致シ候節ハ」とあるように、墓地(墓所)の譲渡を容認していることも注目すべきであろう。

明治 10 年の墓地券の裏は、明治 8 年のそれとは異なった内容となっている。「区入費」は必要ないけれども、「取扱入費」を差し出すように求めている。「入費」というのは管理にかかる必要経費ということであろう。また、このお金の出納簿は「墓主ノ望ミニ因リ検閲ヲ許スヘシ」として、墓主の検閲を認めている。

さらに、墓地内の生木については墓主の所有権を否定し、

権利関係を明確にしている。しかし、この「墓地券」を所有している墓主の権利がどのようなものであるかはここでは明らかではない。土地の所有権を譲渡したものであろうか。



それとも墓主に対していわゆる「永代使用権」を認めたも のであるのだろうか。そもそも「墓地券」というのがどの ような性格をもったものであったのだろうか。なお、今後 の検討課題とせざるを得ない。

いずれにせよ、墓主の墓地(土地)に対しての権利がい かなるものであったかはこれらの資料だけでは明確ではな い。しかし、この墓地券の発行が所有権の譲渡を意図した ものでないとすれば、近代的な墓地使用権の端緒をここに 見出せるかも知れない。

明治 10 年墓地券 しかし、現実の墓地の管理がどのようなものであったか はこの墓地券の存在から推し量ることは難しいかもしれない。「レポート野田山から(25)」 (北国新聞昭和58年2月13日) には次のようにある。ここでは墓地の切り売りがなされ ていたことが述べられている。この墓地の切り売りを斡旋・管理していたのは、おそらく 墓守達であったのだろう。

野田山墓地にある旧藩士の墓域がさながら虫に食われるように狭くなっていったのも不思 議ではない。今日の生活に窮々とする士族にとって、誇りとしてきた家格など一銭の値打ち にもなならず、伝来の墓所とて生きることには代えられなかった。藩政期大小将御番頭の役 職につき六百石の俸禄を受けていたある中級藩士の墓所の場合、明治初期まで五十二坪(一 七五平方メートル)の墓域に風格ある墓石がゆったり立ち並んでいた。ところが、昭和六年 までに七世帯に切り売りされ、現在の墓域は三五坪(一一六平方メートル)に減っている。 藩校で算学の指南役を務め四○俵を支給されていた下級藩士の墓所は大正十年まで十坪(三 十三平方メートル)) のうち二、五坪 (八平方メートル) が三世帯に譲り渡されている。墓地 台帳によると、墓域面積に変化がないのは前田家と家老などの重臣クラスの墓所に限られ、 一般藩士の墓所は例外なく一部にしても切り売りされている。娘を娼婦として売る者、果て は士族の戸籍をこっそりヤミ売りする者まで珍しくなかったといわれる時勢に先祖の墓所を 坪二~三銭で売り払う士族が続出したとしても、何も驚くには足らなかったのである。

#### 墓地券の裏書き

- •明治8年墓地券 ··· 記 一 墓主転宅等ノ節ハ無間漏第何区何町何番地工移住候趣名 刺ニ記載シ、扱所エ届出ツヘシ 一 墓地譲換致シ候節ハ取扱規則第六條ノ通前以テ扱所工 申出テ券状書換へヲ請フヘシ
- ・明治10年墓地券・・・ 記 一 墓地ハ除税ニ属シ且区入費ヲモ要セスト雖取扱入金毎年 差出スヘシ 但入費何ケ年見積り前金差出シ置モ妨ナシ 一 墓地事故有之譲替致度節ハ 其旨申出テ券状書替ヲ請ヘシ 但券状ノ書替ヘヲ請ハス漫リニ譲替致シ 地界紛乱ヲ致サヽ ルヲ□ス ー 墓地主事故有之改名又ハ転宅ノ節ハ其時々届出ツヘシ ー 墓地内ノ生木ハ 墓主ノ所有ニ無之ニ付障碍有之伐木ヲ要スルトキハ申出ツヘシ ― 費用金ハ扱所ニ於テ兼 テ明細簿ヲ製シ置割賦ノ節許可ヲ経テ取立ツ可ク其明細出納簿墓主ノ望ミニ因リ検閲ヲ許ス ヘシ

### (4)野田山墓地一金沢市名義

明治 17年に野田山墓地の所有権が金沢区に移り、明治 33年に金沢市の名義で登記され る。すでに述べたように、明治初年の上知令の時から野田村の住民が野田山墓地の所有権 を主張しており、昭和 32 年 10 月 28 日に所有権の確認を求めで調停を申し立て。調停は整わず、昭和 33 年 7 月には本訴に至った。

野田村住民の主張は、「野田村は、養老年間には大桑庄の分村であったが、その後人口も増加し、同村山間部の東部を流れる雀谷川の渓流を利用して泉野原野を南から北に開発し同所にある・・・土地(野田山)を野田部落民の入会山として部落総有の形で発達してきた形で発達してきた部落村である」「本件土地は、すでに富樫氏の時代から部落総有の土地であったが、加賀地方が前田家の所領になった後、慶安三年頃(一六五〇年)藩主前田利常が制定した制度である物成制度(一種の税制)により、寛文一〇年九月七日頃(一六七一年)、当時の藩主前田綱紀が野田村に対して物成者を下付して山役銭(田地に対する租税)を賦課するようになった」・・・として、野田山の所有権あるいは入会権を主張して裁判になった。

これに対して、金沢市の主張は、①野田山は前田藩から寺領として桃雲寺に対して与えられたものであり、それが上知され、明治8年に官有地に編入され石川県の所有になったが、その後金沢市に移管、明治33年に金沢市はその保存登記を完了していること、②物成制度は租税制度であり、土地の所有権問題とは関わりがないこと、③入会権についても野田山墓地については金沢市民は何人も出入りすることができるものであり、野田村住民だけが入会権を主張できるものではないとした。

昭和41年12月、裁判所による和解が成立した。その内容は、①野田山墓地の所有権は金沢市にあること、②金沢市は野田村住民に180万円の和解金を支払うこと、③落ち葉を拾い、下草を刈り、果実を収得する等の権利を野田村住民に認めること、④条例の認める範囲で、墓所の清掃管理を代行する権利を野田村住民に認めること、等であり、この紛争は終結した。

### (5)前田家墓地の統合(明治33年)

明治 33 年、前田家墓地が金沢市より前田家に寄贈された。上知令によって前田家墓地も官有地から金沢市に所有名義になっていたので、金沢市が前田家に寄贈する形で名義を書き換えた。この時期、前田家当主前田利嗣が健康を害して(明治 29 年)、明治 33 年 6 月に薨去された。利嗣薨去の時期と前田家墓地の寄贈の時期が重なっており、何らかの関係があったのかも知れない。金沢市の決定は次のようなものである。

[議 第80号] (明治32年12月7日決議)

野田山共葬墓地割譲

金沢市共有野田山共葬墓地ノ内墓籍壱番

一 墓地 壱万四千四百参拾八坪

右ハ侯爵前田利嗣累代ノ墳墓ナルヲ以テ該墓地及境内ニアル樹木等一切ヲ分割シ同家へ寄贈 スルモノトス

理由

野田山共葬墓地ノ内墓籍壱番ハ侯爵前田家ノ墳墓地ナリシモ明治十七年本県ヨリ本市共葬墓地トシテ共ニ引き渡シトナリ、爾来市ノ所有トシテ管理シ来リタリシト雖モ該墓地ノ義ハ旧藩祖以来ノ墳墓地ニ付此儘市ノ所有トスルハ旧誼上不忍次第ニ付該墓地及境内ニ在ル樹木等一切ヲ同家へ寄贈セントスルニ因ル

これに対して前田家は明治 33 年 2 月に「金沢市諸君ノ徳義ニ感謝シ報酬ノ意ヲ表セン 為」金 2,000 円を金沢市に寄贈し、金沢市はこれを基本財産に組み入れる議決を行っている (議案 21 号)。また、これ以降前田家は墓地の整備を行い、各地にあった前田家墓地を野田山に移葬・改葬し、野田山に前田家墓地の統合をはかっている。この時期は、明治 43年、大正 2 年、大正 11年、昭和 27年(昭和 3 年に天徳院門前にあった子ども達の墳墓が天徳院境内に移葬され、これらも昭和 27年に野田山に移葬された)であり、東京・金沢市内にあった前田家の墳墓を野田山に移葬・改葬した。

墓地をめぐる土地問題(上知令を含めて)はそれぞれきわめて興味深い論点を含んでいる。ことに、上知令に始まる墓地をめぐる土地問題、墓地取扱所と墓地券の問題は、今後多くの検証を必要としている。現在手持ちの資料の整理も必ずしも充分ではなく、また必要な資料も欠けているので、いずれ改めて検討することにしたい。

### 2 野田山墓地と墓制をめぐる習俗

## 2-1 墓守とキリコ

野田山墓地には、墓の管理を請負う「墓守」「墓番」と呼ばれる家々がある。そのほとんどは、野田町の住民で現在では 40 戸程度、特定の家の墳墓を世襲によって「墓守」「墓番」をしてきた。この「墓守」の起りは、藩政期にさかのぼり上級家臣の墓地が広いので、上級武士階層がその管理を野田村百姓に委託したことによる。もともとは、この管理は野田村に対して一括して行い、その委託に基づいてムラ全体がこの管理を行っていたと奥山譲氏は語っていた。現在では個人契約であり、ムラが契約に関わるということはない。この経緯についても今後の調査が待たれるところである。

いずれにせよ、現在に至るまでこの「墓守」契約は存続しており、かつての士族階層だけに限定されたものではなく、一般に広く「墓守」契約が行われている。また、詳細については不明であるが、明治以降も墓守の習俗は再編・強化されており、明治になって墓守になった家もあると伝えられている。現在、墓守一戸あたりが管理している墓(家)の数は、多い家で1000戸近くあり、少ない家では100戸に満たないという。管理の内容は、墓地の草刈や掃除、依頼された進上切篭の吊り下げ、盆用の花栽培と花売り等である。

この「墓守」契約が今日まで維持された背景には、おそらくは「切り篭」(キリコ)と呼ばれる切篭灯籠を墓前に吊す習俗と関わっているように思える。『金沢市史』はこの習俗を次のように報告している\*11。

・・・・底辺十五センチ位、高さ二十四センチ程の四角形木枠を作り、木枠の四面に紙を張り、その一面に名号や題目を書く。そして木枠の上に経木板の屋根をつけた簡粗なものである。墓参の時、自家他家を問わず、切篭を墓前に吊す。具体的には、分家が本家へ、嫁が実家へその逆もある。さらに親戚へ、世話になった故人へ献進する。野田山では、自家の墓の分は予め墓守に依頼して下げておく〈他家への献進の時は、白紙一面に「進上」さらに献進者氏名を書く。他の一面に「何々家御墓所」と献進先を書く。「切篭は名刷代わり」という言葉が意味するように、誰が訪れたかは、進上者氏名を見分すれば分かるわけである。このため墓参りには、しきたりとまでも至らない慣行がある。例として娘の嫁ぎ先へは早目に参り、実家名を書いた進上切篭を下げておく。早目の参りは遅日よりも良く、一つの社交作法であった。



切篭 (野田山墓地)

さらに進上切篭の吊り下げ方は、進上者氏名を書いた面を前面にして下げ、墓参事実を他人にも衆知させる方法をとる。だから切篭が多い時には十数個、二十数個に及ぶ時があり、平成九年の野田山調査で、一家当たり最多数は五十四個であった。なお、子供の供養のため、吹流しをつけた青色・赤色の花切篭を下げる。青色は男児赤色は女児用のものである。緑濃い松林の中に白色切篭が映える野田山墓地の盆風景は、金沢独特のものといえよう。

この「切り篭」の習俗は、藩主・上層武家階層の中でも行われていた。このような切り 篭を墓前に吊る習俗は、多くの人手を必要としているので、墓守の存在を必要としたので ある。再び、『金沢市史』を引用しておこう\*12。

代々の藩主墓地へは、年寄衆・御家老義年寄より切篭が献納され、旧暦七月十古に総見分があった。多分、藩主墓地について草刈や掃除作業の確認、切篭献納者の記帳等をおこなっていたと推察する。そして麓の重臣墓地でも、藩祖家の総見分を真似て、各見分していたと思われる。切篭については、当時の身分関係から上位家への献納を強いる雰囲気を作り、さらに総見分という墓地点検が、切篭の数を増やしたと考えられる。藩主は十四日野田山へ参詣し、その足で天徳院へ。翌十五日になると年寄衆以下の墓参りとなり野田山は賑わった。侍墓地では家紋入りの幕を張り回し、上下着用の正装で参った。昼間は武家の参りが大勢のため、町民は十五日夕方より晩にかけて、さらに十六日にもおこなった。

## 2-2 墓制

金沢の庶民階層では浄土真宗の人が多く、このような浄土真宗の門徒衆にはこの墓地を開放しなかったと伝えられるが、いつの段階から門徒衆に開放されるようになったのかも必ずしも明らかではない\*13。戒名から見ても、少なくとも 19 世紀前半、江戸時代末期には門徒衆の人々も野田山に墓地をもつようになっている。ただ、野田山墓地が金沢市民に開放されるようになったのは明治期以降のことであろう。多くの人々が野田山に墓地を求めようとしたことは、芝山・中割・後割の各地区に加えて、明治 14・15 年に野田山で新墓地の造成を行っていることからもそれを窺うことができる。

さて、私達が対象とした無縁墳墓調査地区(この詳細に関しては後に述べる)について、無縁墳墓として改葬される墳墓の遺骨を火葬・土葬の区別にして、各年代毎にまとめたのが表1であり、各地区毎にまとめたものものが表2である。

この表を見る限り、17世紀の段階から火葬が圧倒的に多い。全体の比率からすれば78.9%、約8割が火葬であった。すでに述べたように、古い段階での遺骨であっても、必ずしも野田山にはじめから埋葬されたものではなく、改葬された可能性が高いことはこれまでに指摘されてきたことではあるが、それにしても古い時代の火葬骨が残されている。もし、この古い時代の火葬が門徒衆のものであるとすれば、門徒衆もこの野田山墓地を古くから使用していたことになる。

表 2-1 年代別の火葬と土葬

年代	火葬	土葬	合計
1550-1599	1		1
1600-1649	3		3
1650-1699	6	4	10
1700-1749	15	23	38
1750-1799	28	19	47
1800-1849	166	31	197
1850-1899	242	57	299
1900-1949	72	7	79
1950-1999	3		3
不明	345	94	439
合計	881	235	1116

表 2-2 年代・地区別の火葬と土葬

<del></del>	1 1 4 -6	3 <b>—</b> /4 4 · ·	7 <b>(</b> )   C									
台 帳	種類	1550	1600	1650	1700	1750	1800	1850	1900	1950	不明	合計
地区		-99	-49	-99	-49	-99	-49	-99	-49	-99		
芝山	火葬						5	8	2		11	26
中割	火葬				3	8	38	63	17	2	92	223
中割	土葬				2	1	1				15	19
後割	火葬	1	3	6	12	20	120	140	37	1	231	571
後割	土葬			4	21	18	30	41	6		72	192
新墓地	火葬						3	31	16		11	61
新墓地	土葬							16	1		7	24
合	計	1	3	10	38	47	197	299	79	3	439	1116

また、18 世紀以前は、古い時代に火葬は見られるもの、ほぼ火葬と土葬は拮抗していたと言えるであろう。しかし、19 世紀になってくる火葬が急に増えてくることになる。19 世紀になってから、特に町人階層の野田山での墓地利用が増えてくるに従って、門徒衆がの墓地利用が増え、火葬骨の埋蔵が増えてきたものと思われる。また、火葬と土葬の割合を地区別にまとめたものである。芝山については改葬される遺骨の全てが火葬骨であり、中割も 18 世紀後半以降は圧倒的に火葬骨が多い。後割も、18 世紀までは火葬と土葬の割合が半々であるが、19 世紀になると火葬が多くなってくる。新墓地は、1880 年以降に開設されたものと思われるが、19 世紀前半に建立された墳墓がある。この墳墓も他の地域から移転されたものであろう。火葬と土葬の割合は後割と同様に3対1の割合で火葬の割合が高い。

表3は、『野田山墓地』(金沢市文化財紀要 200) に掲載された墓碑に記された銘文(戒名) からそこに埋葬された人員を分析したものである。多少長くなるが、『野田山墓地』の分析をそのまま引用しておこう\*14。

### (四) 銘文に見る人員構成とその変化

墓一基に対して何人が埋葬されたかを知るために銘文(戒名)からそれを見てみよう(第四表)。大まかな変遷としては個人墓がまず出現し、次に夫婦ないしは一組の男女と三名以上併記の家族墓が一七世紀中頃に出現する。(1)なお、男女一組の戒名は親子の組み合わせも考えられるが、基本的には夫婦と捉えている。同様に複数の成人、あるいは子供も血縁者と考えて家族墓とする。個人墓は一人世紀代まで卓越し、一九世紀以降は夫婦ないしは男女一組墓・家族墓が主体となる(2)。

ただし、個人墓は減少せずに一九世紀代まで推移していることが大きな特徴であり、個人の意識の高さが伺える。

戒名がなく(ただし、側面に家名・建立者名が記銘)、「○○家の墓」「先祖代々之墓」「南無阿弥陀仏」「南無妙法蓮華経」なども家族墓と考えられる。特に、「南無阿弥陀仏」が最も多く、使用時期も一八世紀初頭に始まり、その量はほとんど減ずることなく現在に至る。これは当地が浄土真宗の門徒が多いことによるものである。「○○家の墓」「先祖代々之墓」の使用はやや遅れ、一九世紀以降である。(3)

「南無妙法蓮華経」 は日蓮宗で使用されるもので、調査地内では少なかったが、「南無阿弥陀仏」とほぼ同時期に出現したものと考えられる。なお、<u>階層別に詳細に検討していないが、</u>町人墓にこうした家族墓が多く、武家墓では江戸時代を通じて個人の戒名を記銘することが

#### 多い印象がある。(4)

男女比に関しては、個人墓・家族墓共に男性が多い。ただし、男性個人墓は幕末から明治 時代前期と太平洋戦争時に特徴的な現象である。

墓型式との対応は、五輪塔、宝筺印塔、無縫塔、位牌型・尖頭形には個人墓、笠型・雲首形、位牌型・圭頭形には夫婦墓に使われ、額内に地蔵が彫られたものには子供の墓が多い。また、方柱型のように多面に銘文が記入しうる墓形式は家族墓に特に採用された。(5)自然石も個人名よりも「南無阿弥陀仏」と彫り込まれる例が多い。

下線部(1)は、大方においては是認できるものであるが、問題は「家族墓」の概念である。ここでは、夫婦以外の2人以上の親族=血縁者が合葬されている墳墓を「家族墓」の



累世墓 (集合墓)



南無阿弥陀仏(集合墓)

範疇で捉えている。しかし、一つの墳墓への合葬は多様な人間関係、多様な契機で行われるのが普通であり、それらを一括して「家族墓」と呼ぶとすれば、「家族墓」の意味が不明確になるように思われる。私には、墓碑に「○○家之墓」のように「家族名」を記入している墳墓に限定すべきだと考えている。また、墓碑に『累世墓』『南無阿弥陀仏』と書かれているケースも家族墓の可能性はあるが、そうでないケースも考えられる。つまり、後から複数の墳墓をまとめて合葬墓を設けた可能性が高い。このような複数の人々が合葬された墳墓は「集合墓」として分類すべきであり、「家族墓」は家族名を刻んでいるもの限定すべきであろう。

このように理解した上で、下線部(1)を言い換えるならば「個人墓がまず出現し、次に夫婦ないしは一組の男女と三名以上併記の集合墓が一七世紀中頃に出現し、19世紀以降になって家族墓が登場する」ということになるだろう。

下線部(2)の「一九世紀以降は夫婦ないしは男女一組墓・家族墓が主体となる」とあるが、表3(『野田山墓地』(前掲)では第四表)を見ると、夫婦墓は 17世紀の中期以降コンスタントに建立されている。その意味では、夫婦墓は 19世紀に「主体」になるのではなく、金沢におけるその流行は 17世紀後半と言えるのではないだろうか。この時期を同じくして「集合墓」も増えてくる

ことになる。

下線部(3)に関しては、2 つの論点がある。一つは、18 世紀以降「南無阿弥陀仏」等の「集合墓」が 18 世紀以降多くなるとし、それを踏まえて集合墓の多くなることと浄土真宗の門徒衆が多いことを関連づけて理解していることである。「集合墓」の形態は、もともと別の場所にあった墓所が野田山に移葬されたのだとすればその時に合葬式の墳墓が形成された可能性があること、さらに長い墓地(墓所)の歴史の中では墓地が狭くなり合葬した可能性があること、等を考え合わせるすれば、浄土真宗地帯に特有のものとは言えないだろう。しかし、浄土真宗の門徒衆は合葬式の共同墓を作りやすい環境にあったことは認めなければならないだろう。

もともと門徒衆の葬法は火葬であり、合葬しやすい環境にあったこと、さらに門徒衆を



野田山の総墓(合葬墓-集合墓)

中心に「総墓(惣墓)」と呼ばれる合葬式の共同墓の建立が習俗として行われてきたことにも注目すべきであろう\*15。私が知る限り、焼骨を合葬して納骨する「総墓」は浄土真宗の門徒衆の中で、石川県・福井県や秋田県でその呼称(「そうぼ」「そうばか」という)を耳にすることができ、また同様の墳墓の形態は石川県・福井県・岐阜県・長野県の門徒衆に分布している。いずれにせよ、焼骨を合葬する墳墓の形態は多様な形態で展開をしていった。

このような合葬形態の墳墓は、19世紀になると別の新たな展開をするようになる。合葬式墳墓(集合墓)の展開が影響したのかも知れない、あるいは墓地の狭隘さの影響があったのかも知れない、「家族墓」が誕生するようになる。表 2-3「墳墓の人

員構成」を見てみると、19世紀の初めから家族墓の建立が見られるようになる。この建立の時期は、他の地域に比べてかなり早く、その意味では浄土真宗地域での合葬墓の伝統が「家族墓」の展開を早めたと言いうるかも知れない。下線部(4)を見てみると、士族階層においては比較的遅くまで「個人墓」が建立されるのに対し、町人階層において「家族墓」が早くから建立されるのは、もともと町人階層の中での合葬の伝統の影響であるように思える。

下線部(5)の「墓型式」と「墳墓の人員構成」の問題については特に比較できる材料はない。興味深い分析であるが、今後の検討課題としておきたい。

なお参考までに、奈良県山辺郡都祁村吐山での石塔墓の建立時期についての資料をあげておいた\*16。ここではあらためて「個人墓」「夫婦墓」「家族墓」「集合墓」等の定義は繰り返さないが、野田山の墳墓の特徴は、私が「集合墓」と分類した墓の多さにあるのだろう。この集合墓が「家族」=家を単位としてできたものであるかどうは、浄土真宗の伝統を考えたとき、慎重に検討されなければならない問題であるように思われる。

3 33

8 152

61 789

4 212

5 212

2 1

1 162

91 2 2

28 20

366 223

年号不明 合計 4 23

14 208

(参考) 吐山の石塔墓の形態 (奈良県山辺郡都祁村)

時代	個人墓	夫婦墓	集合墓	家族墓	子墓	その他	不明	集計値
16世紀	2	0	0	0	0	1	0	3
17世紀	6	4	0	0	1	0	2	13
1701-1750	16	19	0	0	8	0	3	46
1751-1800	22	20	2	0	5	0	4	53
1801-1850	21	35	2	0	8	0	8	74
1851-1900	30	73	2	0	24	1	7	137
1901-1950	93	133	10	23	49	0	7	315
1951-1994	13	45	4	65	13	0	3	146
不明	159	141	9	7	61	1	291	669
合計	362	470	29	95	169	3	325	1456

### 3 野田山墓地の無縁墳墓とその整備

### 3-1 野田山墓地と無縁墳墓

明治四年の金沢の人口は十二万二千三百六十三人で、東京(五十九万人)大阪(二十七万人)京都(二十三万人)に次いでいたが、同二十九年(一八九六年)には八万三千人に落ちお込んでいる。没落した士族たちが生活のかてを探して県外に流出したからであった。士族流出により半ば墓地が無縁化すると、墓地管理人は自らの裁量で新たに墓地を求める庶民にその一角を使用許可したこれが士族の墓域をいっそう狭め、庶民の墓地の林立に拍車をかけた(「レポート野田山から(25)」『北国新聞』昭和58年2月13日)。



明治期の金沢市の衰退はさまざまに伝えられている。江戸時代の金沢は藩士の消費に支えられた消費都市であり、商業資本の蓄積が乏しかった。したがって、士族の凋落と共に金沢の衰退が始まった、とされている。北国新聞にもあるように、明治4年に12万人を超える人口は8万人まで減少し、金沢の人口が再び12万人を超えるようになるのは大正元年まで待たなければならなかった。

明治初年の士族の凋落を象徴するのが、高 禄公債の運用の失敗である。その様子を『石

川市百年』(山川出版社、1987) は次のように報告している(15-16 頁)。

公債利子をあてにしては生活はまったくなりたたず、公債を資本にして生きる道をさぐるしかなかった。そこで士族の政治結社はなんとか士族の振興をはかろうと懸命に努力した。金沢の忠告社はそのひとつで、設立早々社内に開業社を設け(資本金七万五〇〇〇円)、茶・製糸・漁網の生産販売を企画したが、計画がずさんなため失敗してしまった。それを受けついだ士族遠藤秀景の盈進社も起業会をつうじて鉄道建設を計画し、北海道開拓に意をそそいだ(略)。松方デフレ以前におこったいくつかの士族授産の例をみると、まず農業関連会社では牧羊社が筆頭にあげられる。明治八年(一入七五)四月、士族斎藤為政らがはじめたもので、金沢市内尻重坂で搾乳を主業目としていた。資本金四〇〇〇余円は当時としては比較的大きな会社であった。明治十四年(一入八一)に帯牛社と合併して殖牛会社となり、鹿島郡などに放牧場を設けて経営の拡大をはかったが、時宜にかなわずまもなく不振におちいった。

工業関係の会社では金沢製糸場・金沢撚糸会社・金沢銅器会社の三社が資本金規模も大きく当初注目されたが、いずれも松方デフレ期にやはり衰退してしまった。

『石川県史 第四編』(1927)は「士族の凋零」のなかで「青年の男子は他県に赴きて巡査となり、教師となり。妙齢の女子は辺鄙に流浪して藝妓となり娼婦となるもの多く、是等は石川縣の特産なりと悪評を招くに至り」と述べている\*17。

このことからもわかるように、明治期には数多くの旧金沢藩士が金沢から流出していった。そのことが、野田山墓地における無縁墳墓を増大させる要因になったことは想像に難

くない。

しかし、大正期になると、戦後の昭和 30 年以降になると金沢市の人口は急増するようになる。野田山墓地の中で、無縁化した墳墓が増える一方において、他方では市民からの墓地需要が増大してくることになる。すでに述べたように、昭和 32 年の野田村との墓地をめぐる争いはこの時期の問題であったし、他方においては野田山墓地の公園化構想が出てくるのもこの時期の問題であった。

## 3-2 無縁墳墓の改葬計画

昭和 33 年、金沢市都市計画課は「野田山墓地公園」化構想を打ち出したのが、おそらくは戦後の野田山墓地整備の最初の計画であったと思われる。この墓地公園計画(野田山)大改造計画)を「レポート野田山から(29)」(『北国新聞』昭和 58 年 2 月 17 日) は次のように述べている。



この野田山大改造計画は、まず増え続けた 無縁墓を整備し、共同納骨堂を整備するとい うのが第一弾。さらに、無縁墓が集中する区 域に散在する一般の墓を指定区域内に移転、 整備する。この後の発想が実にユニークで、 墓所入り口から頂上まで幅六メートルのドラ イブウェーと幅四メートルの補助道路をめぐ らして、公園内の各所に緑地帯をつくって遊 園地や茶屋を設け、墓参だけではなく緑を生

かした一大リクレーション基地とするねらいだった。同墓地を都市作りの中に組み込れ、周 辺地域はむろん市民との共存を模索した当時の市の考えが明確に読み取れる。

しかし、この野田山墓地の大改造計画は頓挫する。おそらくは、この墓地をめぐって金沢市と野田村との間の紛争(裁判)が大きく影響したものと思われる。この墓地公園化計画は、野田山ではなく、「奥卯辰山墓地公園」で実現され、野田山墓地はそのままの状態におかれたことになる。金沢市と野田村との紛争の解決は、昭和 41 年まで待たなければならなかった。それから、新しい墓地計画が展開するまで一定の時間が必要であった。

昭和 58 年になって、これまでにも何度か引用をしてきた『レポート野田山から』が北国新聞で連載が始まり、その連載は 84 回を数えた。野田山に関する関心は、市民の中で大きな高まりを見せたに違いない。そして、この機会に金沢市は『野田山墓地問題懇話会』を設置した。この懇話会の設置を新聞の連載に関心の高まりとともに、「墓地周辺でのミニ開発による自然の減少などが行政内部でも問題化しており、環境保全・墓地整備、著名物故者調査、観光利用策などハード・ソフト両面から野田山の将来を考える」とし、「墓地のミニ開発規制、墓参道整備・自然保護・歴史に足跡を残した人物、文化財調査に加え、年々増大する無縁墓の管理、さらに観光景観として利用策など幅広い意見・提言を求める」としている(『北国新聞』昭和 58 年 6 月 18 日)。

また、金沢市のいわゆる外環道路工事計画の中に野田山墓地の一部が含まれることになり、野田山墓地の無縁墳墓の整備事業が急がれるようになった。外環道路の道路工事に関

係する墓地移転・改葬作業は、町会の区画整理組合が施行し、市の区画整理課がこれを監督することになり、移転の対象墓地は 600 区画、1700 基である。もっとも、野田山墓地の無縁墳墓の改葬と道路整備との間には直接の因果関係はなく、道路建設が明らかになった段階で、工事の対象となるブロックから優先的に調査し、無縁墓等を整理したに過ぎない。

野田山墓地の無縁墳墓整備事業は、平成2年に本格的に着手した。図表「墓地の配置図 (無縁墳墓の整備計画)」は無縁墳墓の整備事業を行う地域を墓地の配置図で示したものであり、表 は野田山墓地の無縁墳墓整備計画を地区毎にまとめたものである。「墓地の配置図 (無縁墳墓の整備計画)」で示しているように、野田山墓地の野田入り口に近い地区から北の方に順に6区画(ブロック)を分けていき、第7ブロック(主として芝山・中割地区)の整備は第二次計画の中で実施される予定である。



平成10年度までには第1ブロックと第2ブロックを改葬が終了しており、平成16年度において第3ブロックの無縁墳墓の確定作業がほぼ終了しており、第4ブロックの無縁墳墓確定作業が始まっている。

表 3-2 無縁墳墓整備事業、予定年度及びブロック面積・改葬墳墓数

地区と整備予定年度	面積(下段完了年度)	改葬される墳墓	墳墓の数
第1ブロック	約 1.5 ha	835 基	2,986 基
平成2年~6年度	(平成6年)	(28.1%)	
第2ブロック	1.8ha	1,160 基	3,026 基
平成 4 年~ 10 年度	(平成 10 年度)	(38.4%)	
第3ブロック	2.0ha	809 基	2,098 基
平成7年~11年度	(平成 17 年度?)	(38.7%)	
第4ブロック	2.0ha	907 基	2,347 基
平成 11 年~ 15 年度	(平成 20 年度?)	(38.7%)	
第5ブロック	2.5ha		
平成 13 年~ 17 年度			
第6ブロック	3.7ha		
平成 14 年~ 18 年度			
合 計	13.5ha	2,804 基	10,457 基
			全体 (12,944 区画)
第2次計画	10.4ha	平成 18 年度以降	

### 3-3 改葬の手順

平成4年7月1日に「金沢市墓地条例」(条例第36号)が制定され、金沢市営墓地(野田山墓地・末広墓地奥卯辰山墓地公園・内川墓地公園)の四ヵ所にこの条例が適用されることになった。この条例では、墓地の使用許可(第3条)・使用料(第4条)・使用権の承継(第7条)・使用権の取消(第8条)と消滅(第9条)・墓地の返還(第10条)について定められている。使用権の取消及び消滅については次のように定めている。

## (使用権の取消)

第 8 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用の許可を取り 消すことができる。

- (1) 墳墓の設置以外の目的に墓地を使用したとき。
- (2) 墓地の使用権を譲渡し、又は墓地を転貸したとき。
- (3) 墓地の使用の許可を受けた日から3年以内に墳墓を設けないとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

### (使用権の消滅)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、墓地の使用権は消滅する。

- (1) 使用者が死亡し、墓地の使用権を承継する者がないとき。
- (2) 使用者の所在が不明となって 20 年を経過したとき。

### (墓地の返還)

第 10 条 使用者は、墓地を使用しなくなったとき、又は第 8 条の規定により墓地の使用の許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。

無縁墳墓の改葬は、墓地使用権の取消(あるいは墓地使用契約の解除)を前提とした公法上の手続きであり、その手続きの詳細は「墓地埋葬法」施行規則第3条に規定されている。金沢市が、野田山墓地の無縁墳墓改葬(整備)事業にあたっては「無縁墳墓調査要綱」を作成している。その概要は、次の「表 無縁改葬の流れ」の通りである。

ただ、この「無縁改葬の流れ」は平成11年の墓地埋葬法施行規則の改正(平成11年省令第29号)以前のものであり、この改正によって、改葬の流れは変更をされることになる。この手続きの変化は第4ブロックの改葬整備作業から適用されることになり、黄色の札掛けをやめて墓地の前に立て札を立てることになる、と言っている。第3ブロックでも、新聞公告に代わり官報への掲載が行われ、改葬する墳墓の前には立札を立てるようになった。

ここでは旧規定で行われてきたこともあるので、多少長くなるが、「無縁改葬の流れ」と「無縁改葬調査要綱」も一緒に掲載しておこう。

表 3-3 無縁改葬の流れ

1年目	2年目	3年目		
• 墳墓調査	• 使用者一覧表作成	• 使用者確認調査		
• 墓地台帳作成	• 区画面積計算	・追跡調査		
・札掛け(白)	• 使用者確認調査			
• 墳墓地図作製	• 墳墓地図修正			
4年目	5年目			
· 無縁墳墓確定作業	・墓地埋葬法に基づく新聞公告			
· 無緣墳墓台帳作成	(無縁墳墓確定)			
・札掛け (黄)	・使用権抹消公示			
• 追跡調査(戸籍)	・供養塔建設(墓碑・骨壺移転)工事			
	・無縁墳墓改葬供養			

### 【参考】 無縁墳墓調査要領

金沢市営野田山墓地整備事業の一環として無縁墳墓を調査するため、この要領を定める。

## 1 主旨

野田山基地は、約 400 年の歴史を持つ由緒ある森林墓地であるが、それゆえに、無籍となった墳墓も 多く、このために墓地の荒廃が著しく、墓地管理上大きな障書となっているので、これを除去し、墓地 整備を図るために無縁墳墓を調査する。

#### 2 調査墳墓

倒石や埋没した墳墓、または雑木や雑草が生えていて、近年墓参や清掃の維持管理などがなされていないと思われる墳墓

### 3 調査事項

(1) 縁故者の住所・氏名・その他



- (2) 墳墓の数
- (3) 墳墓の種類
- (4) 墳墓の材質
- (5) 墳墓の規模
- (6) 墳墓の記載事項
- (7) その他
- 4 調査区域別に定める。

第3ブロックでは黄色札と立札の両方をを掲示している 5 調査期間

別に定める。

### 6 調査用品

(1) 調査票

調査を円滑に遂行する加、墳墓毎に一調査票を作成する。

(2) 調香簿

調査の全容を把捉するため、調査票から調査番号(一墓所一番号とし、墳墓が数基のときは、枝番をつける。)順に列記する。

(3) 索引簿

対応事務を迅速に処理するため、調査表から「あいうえお」順に列記する。

(4) 調香図

調査墳墓の位置把握のため、地籍図の当該地番を朱で囲み、さらに調査番号を記入する。

(5) 無縁墳墓台帳

無縁墳墓の整備を明確にするため、調査票から転記・浄書し、後に届出のあったもの(有縁)となかったもの(無縁)を区別し整理する。

(6) チラシ

縁故者調査のため、墓守や石材協同範合などに協力を求め、墓参者などに配布する。

7) 看板

縁故者調査のため、主要参道に看板を掲出し、墓参者などに周知する。(掲出場所 野田口・長坂口・管理事務所前)

(8) 立札

調査墳墓周知と縁故者調査のため、各調査墓所の主要箇所に立札を掲出し、墓参者などに周知する。

(9) 写真館

†

墳墓の現況および記載事項立証のため、墳墓毎に撮影(正面・左右側面)し、写真は無縁墳墓台帳の 裏面に貼付する.

(10) 写真番号札

調査墳墓の不一致防止のため、写真撮影の際、墳墓の中央(墓石にあっては、竿の中央下)に置く番号札で、墳墓毎に番号を設定する。

(11) 角尺

墳墓の見当をつけるため、正面の写真撮影の際、墳墓の左側に立てる角尺である。

(12) メージャー

墳墓の規模および見取図作成のため、メージャーで測量する。

#### 7 調查方法

#### (1) 現地調査

倒石や埋没した墳墓、または雑木や雑草が生えていて、近年墓参や清掃の維持管理などがなされていないと思われる墳墓を調査する。

#### (2) 調査票作成

墳墓・地籍図および台帳と突合して、台帳から当該墳墓の区域一地番・面積および使用者の住所・氏名を転記したうえで、調査番号・写真番号および調査事項をそれぞれ記入する。

### (3) 調査図作成

地籍図に当該墳墓の地番を朱色で囲み、さらに、余白に調査番号を記入する。

#### (4) 立札掲出

立札に点色で、調査番号・区域・地番および墳墓数を記入して、当該墓所の主要なところに掲出する。

#### (5) 写真撮影

正面・左右側面(墓石のみ)の俄で撮影し、正面は、墳墓の中央(墓石にあっては、竿の中央下)に 写真番号札を置き、左側に角尺を置いて全体を撮影する。また、側面は、竿の中央下に写真番号札を置 いて記載事項を重点に撮影する。

写真は、無縁墳墓台帳の裏面に傾次貼付する。

#### (6) 調査簿作成

区域毎に作成し、詭査票から 「調査番号」順に列記する。

#### (7) 索引簿作成

区域ごとに作成し、調査票から 「あいうえお」願に列記する。

### (8) 無縁墳墓台帳作成

現地調査が済んだものから席次調査表から転記し、浄書する。

- 8 周知方法
- (1) 協力依頼

墓守や石材協同組合などに協力依頼をし、チラシと墓地移動届を配置して周知する。

#### (2) チラシ配布

協力先と管理事務所に配置する外、主要参道で墓参者などに配布して周知する。

### (3) 看板掲出

主要参道く野田口・長坂口・管理事務所前)に持出して墓参者などに周知する。

## (4) 立札掲出

現地調査の際、当該墓所の主要なところに掲出して墓参などに周知する。

### 9 届出および処理方払

#### (1) 墓地異動届

当該調査墳墓の縁故者は、訴査が判明したときは、墓地異動届(以下「異動届」という)により、 異動区分および理由を記入してすみやかに管理事務所または衛生課に届け出なければならない。

### (2) 調査票の処理

異動届を確認して調査票に、届出年月日・届出人住所・氏名・TEL および続柄などを記入し、表題右横に「有縁」の印をして無届と区別し、保管する。 †

## (3) 調査図の処理

調査票により、当該調査墳墓の地番を青色で塗りつぶし、有縁であることを印す。

(4) 調査簿の処理

調査票により、当該調査墳墓の備考欄に有縁の旨記入する。

(5) 索引簿の処理

調査票により、当該窮査墳墓の備考欄に有縁の旨記入する。

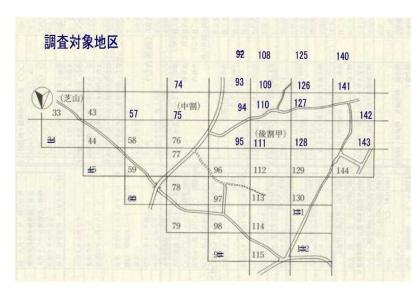
(6) 無縁墳墓台帳

調査票の処理を準用する。

## 4 改葬の実態

## 4-1 調査対象地区

私達の調査地区は、下記の地図に示しているように、芝山地区の一部・中割地区の一部と後割地区(甲)と後割地区(乙)の一部であり、この地区については無縁墳墓になった墓所を地図に示した。このデータに関しては、『金沢市文化財紀要二〇〇 野田山墓地』



(前掲)に掲載されたデータと『無縁墳墓台帳』 を中心に作成したものである。

墓地の地図は金沢市で 作成した地図にしたがっ たものであり、地図を区 分した番号も金沢市で現 在使用している番号に依っている。地図は、形式 的に区分したものであり、 地図内に番号があっても 「=」のマークのあると

ころは、墳墓の数も少ないので、今回は地図の作製していない。

また、今回の地図データの全てについては、まだ整理が充分ではない。「資料 無縁墳墓マップ」は、無縁墳墓して改葬された、あるいは改葬される予定の墳墓のある墓地区画(墓所)をマーカーで塗ったものである。改葬された墳墓のデータについては、概ね第1ブロックと第2ブロックについては『金沢市文化財紀要二〇〇 野田山墓地』(前掲)において整理されており、第3ブロックについては『無縁墳墓台帳』によって、前者については全ての墳墓の、第3ブロックについては改葬される墳墓について、一基毎のデータを知ることができる。しかし、このデータの数はあまりにも膨大であるために、この全てのデータベース化が終了しているわけではない。今回「資料 無縁墳墓台帳」によって示しているのは、第3ブロックの無縁墳墓台帳のデータをまとめたものである。

第3ブロックは、地図上では中割と後割を分ける道路の右側(後割側)、後割甲地区と 後割乙地区を分ける道路(地図では94と95、110、127を横切る道路の上側)を中心吊る 区域である。しかし、無縁墳墓台帳の集計では、芝山・中割・新墓地甲の一部の地域が含 まれている。

左の表は、台帳に記載された表は、地区ごとの台帳に記載された無縁墳墓の数である。 台帳の計算と入力されたデータとの間で齟齬が生まれてきているが、今これを確認をする

耒	2.4 無線疾草台帳の数						
2	地区	台帳	分析対象				
	芝山	26	26				
	中割	241	242				
	後割	766	763				
	新墓地甲	85	85				
	合計	1118	1116				

ことができないので、とりあえずは私達の統計 1,116 基という計算で統計を取っていきたい。

また、第3ブロックの無縁墳墓の数は前述の表 3-3 では 809 基とされている。この数は後割地区に限定された数と思われるが、この数も若干の齟齬が出てきており、現実に無縁墳墓の改葬を行なわれた段階でその数が確定されるはずであり、まずは概数を把握して稿を進めること

にしたい。

### 4-2 無縁墳墓の実態

平成 11 年に無縁墳墓改葬手続きが改正になるにともなって(改正については第一部を参照のこと)、第三ブロックから、新聞公告に代わり官報公告を行い、また改葬予定の墳墓の前に立て札を建立するようになった。これまでに第1ブロックから第2ブロックまで改葬が進み、第3ブロックは改葬準備が整い、第4ブロックでは改葬のための墓地調査が終わった段階である。

表 3-5 地区別の無縁墳墓の数

地区	改葬(予定)	墳墓数	割合(%)
第1ブロック	835	2986	28.0
第2ブロック	1160	3026	38.3
第3ブロック	809	2098	38.6
第4ブロック	907	2347	38.6
合計	3711	10457	35.5

表 で示しておいたように、第一ブロック 835 基 (2,986 基の内)、第二ブロック 1,160 基(3,026 基の内)が改葬され、第三 ブロック 809 基 (2,098 基) の改葬が予定 され、第4ブロックでは 908 基(2,347 基) が無縁墳墓の可能性が高い。

第4ブロックについては、黄色札が掛けられたからは、ほとんど使用者からの申し出が ないのが現状であるの、ほぼそのままの数字と考えても差し支えないだろう。

第1ブロックについては、金沢市の外環道路建設にともなう墓地移転の問題があったので、通常の無縁墳墓改葬の事例と同列では論じることができないが、それでも 28.0%と三割に近い。第2ブロックから第4ブロックまでは 38%強の割合で四割に近い墳墓が改葬されることになった(なる予定である)。

墓地面積から見たときに、それがどのような割合になるかは統計的な数値をあげることはできない。「資料 無縁墳墓マップ」をみてみるとおおよその面積は推定できるかも知れないが(概算的にはやはり三割から四割と言うところだろうか)、これからの墓地の整備事業の中で統計的な数値も計算されるであろうから、その発表を待たなければならない。

すでに述べたように、第3ブロックについては「無縁墳墓台帳」と照合する形で、どのような墳墓が無縁改葬されてようとしているのか、現地で墳墓の写真を撮ってその状況を確認した。ここでは第3ブロックの地図番号 93 と 94 の墳墓の状況を見てみよう。この

93-94 にある墓地は、主として ID300 から 447、および ID899 から 958 までに該当するものである。

RESIDENCE TO THE PROPERTY OF T

地番 67 白札 7183 享保 2 年建立の墳墓

この区域においては、比較的古い墳墓が設けられている。

【事例1】地番 67 の墓所(地図 94)には 10 基の墳墓がある。一番古い墳墓が享保 2(1717)年であり、もっとも新らしい墳墓が寛政 12 (1800)年である。幕末から明治維新にかけて時期にこの墓地は無縁化した可能性が高い [野口家]。

【事例2】地番 107 の墓所(地図 93-94)である。



地番 107 の墓所



地番 107 の墓所 白札 7420 7421

このあたりの墓 所ではもっとも 積を誇っている。 地図 93-94 では もっとも古い墳 墓(寛永 4[1627] 年) があり、も っとも新しい墳

墓が明治 4 [1871] 年のもので、総計 30 基の墳墓がある。この墓所にある墳墓に刻まれた戒名に「院殿」をもつものが4基以上あり、写真に見られるような五輪塔が6基並んでいる。墳墓は個人(一人)の名前(戒名)が刻まれていて、合葬形態の墳墓は見あたらない。これを見ても、身分的にはきわめて高い地位にあった人であったことがわかる。墳墓の建立の様子から見て、この墳墓が無縁化したのは明治以降のことであろう「伊達家」。

【事例3】地番91の墓所は地図番号94の中割に近い場所にある。墓所には4基の墳墓がある。それぞれ寛政7(1795)年、文政9年(1828)、明治10年(1877)、昭和9(1934)年に建



地番 91 白札 7479 文政 9 年建立

立されている。寛政 7 年の墳墓は「釈〇〇〇」と 4 ~ 6 文字の戒名が一人の刻まれているが、文政 9 年の墳墓は正面に「南無阿弥陀仏」と刻み左側面に「惣塚」と刻み、明治 10 年の墳墓は正面に「南無阿弥陀仏」と刻み、左側面に「島倉氏」という家名[苗字]を刻んでいる。昭和 9 年の墳墓は正面に「島倉ちよ之墓」と刻んでいるが、右側面には「島倉ふさ、昭和 22 年 5 月 4 日、行年 68 歳」と刻まれている。この墳墓は昭和 9 年「島倉ふさ」によって建立されたものであり、自分が建てた墳墓に自らが葬られたことになる。ここにある墳墓は最初の寛政 7 年の墳墓を除いて合葬墓の可能性が高い。また、これらの墳墓が無縁化するのは、昭和 22 年に墓

石に文字を刻んでいることから考えても、戦後の高度成長期になってからであろう。

【事例4】地番 102 の墳墓(7455、地図番号 93)は、墳墓の正面に「倶会」とあり、右側面には「元相模屋先祖代々 天正十年五月十五日」とあり、地面からは二メートルを超え



地番 102 白札 7455



地番 87 白札 7462 ~ 65

る堂々とした墳墓である。しかし、この墳墓は天正 10(1582)年に建立されたものではなく、天正 10 年はおそらくはこの家 (相模屋)の初代=先祖の没年を示したもので、建立の時期は幕末以降のものと思われる (野田山の墓地がもともと天正期に始まるし、この家 (相模屋)は土族ではなく、町人階層のものであると思わ、この時期に野田山に埋葬されたとはとうてい考えることができない)。この墳墓の隣に、正面に「南無阿弥陀仏」、左側面に「相模屋」右側面に「文政元年・・・」と刻まれた墳墓が建立されている。一見する限りはこの墳墓が古く、これ以降にこれまでの墳墓を合葬した可能性が高い。

【事例5】地番 87(地図番号 94)では、4基の墳墓が無縁



地番87 白札7465

になっている。正面の大きな墳墓(7465)は「故陸軍歩兵中佐正五位勲四等功五級中村条二墓」とあり、背面には「昭和二年五月享年五三歳」の没年と「昭和二年八月士族こさの建之」とある。この墳墓の前に、三つの小さな角石塔が建立され、いずれも「昭和十四年十一月」に建立されており、正面はいずれも「南無阿弥陀仏」であるが、

右側には 7462 は個人の戒名、7463 は「中村家先祖代々之墓」、7464「北村家先祖代々之墓」と刻まれている。63 と 64 はともに「中村こさの建之」となっている。64 がなぜ「北村家」であるのか明らかではないが、あるいは何らかの事情で中村こさとさんが親戚(あるいは実家)の墳墓を建立したのかも知れない。65 の軍人の墓が戦没者であるかどうかは明らかではないが、特別に墳墓が建立されている点、あるいは亡くなられてから数ヶ月の間に墳墓が建立されている点から見ても、おそらく戦没者のものであろう。

表3-6 改葬される無縁墳墓(予定)建立の時期

時代区分	芝山	中割	後割乙	新墓地甲	合計
1600-1649			3		3
1650-1699			10		10
1700-1749		5	33		38
1750-1799		9	38		47
1800-1849	5	39	150	3	197
1850-1899	8	63	181	47	299
1900-1949	2	17	43	17	79
1950-1999		2	1		3
不明	11	107	304	18	440
合計	26	242	763	85	1116

無縁墳墓して改葬される軍人の墓(戦没者の墳墓)は、新墓地甲の中でも何基か見いだすことができる。

なお、表 3-6 は、改葬される墳墓を建立年代に区分して整理したものである。19世紀に建立された墳墓が多いというのは当然の帰結かも知れないが、戦後になって建立された墳墓も3基が無縁改葬されている。

#### 5 まとめ

## 5-1 野田山墓地の歴史と墳墓のあり方

前田利久・利家を野田山に葬り、その重臣や家臣団、そして 18 世紀になると町人階層までこの墓地に葬るようになった。野田山墓地は、全国でも例を見ない「藩墓地」であり、「都市型墓地」であったことは間違いがないだろう。しかし、野田山墓地の歴史については、まだ不明な点が多い。たとえば、後割乙の地域を見ていると、武家階層と町人階層の墓所(墓地区画)は区分されている訳ではない。18 世紀になってから町人階層にも、野田山墓地の使用が容認されるようになったとされているが、この時から武家階層と町人階層の墓所は入り混ざった形であったのだろうか。それとも、明治維新以降の墓地の切り売りの中でこのような状況が生まれてきたのであろうか。

また、本文中にも触れたことであるが、墓地はその成立当初の姿をそのまま留めている訳ではないということである。それは、墓地の所有主体が変わったというだけではなく、たとえば前田家の墓地にしても何度かの移葬(改葬)が行われており、八家の墓地についても新たな墓地の確保による移葬が行われている。さらに、武家階層にしても町人階層にしても、もともとは別の場所にあった墓所を野田山に移したとする伝承が数多く残されていることである。表現を変えるとするならば、野田山墓地の長い歴史の中で、墓地の整備がこれまでに何度か行われてきたことを意味する。下級武士に墓地が開放されたとき、町人階層へ墓地が開放されたとき、公営墓地になって市民の墓地が開放されたとき、これまでにもいくつかの契機があったし、個々の家においても墓所の移葬があったものと思われる。野田山墓地の詳細な研究がこのような個々の家の研究を通じて深められなければならないし、その研究は「墓地空間」の構成という限定された問題ではなく、金沢の歴史・個々の家の歴史にまで繋がっていく。

さらに、この地域の特色ということができるのだろうが、合葬墓の形態が多いことである。墳墓の正面に「総墓(惣墓)」「南無阿弥陀仏」「釈」「累代之墓」等と刻み、何人かの合葬している墳墓の形態である。「○○家之墓」と家名を刻んだ合葬墓も19世紀になると登場するようになるが(このような家族名を刻んだ墳墓の形態を「家族墓」と呼ぶ)、他の地域に比べてもきわめて早い段階で「合葬墓」が登場するように思われる。

「南無阿弥陀仏」は 18 世紀になると、その他の「総(惣)墓」「累代之墓」「先祖之代々墓」「倶会(一処)」「〇〇家累代之墓」「〇〇家之墓」は 19 世紀になってから、「〇〇家先祖代々之墓」は 19 世紀の最後の四半期にになってからとあるが\*18、集合墓あるいは家族墓のあり方にはよりきめの細かい分析が必要である。その墳墓を建立した層がどのような階層に属していたのか、どのような宗旨であったのか、その集合墓の建立がこれまでの遺骨をまとめるために建立されたのか、新しい遺骨を埋蔵するために建立されたのか、これらを明らかにすることによって合葬墓の意味=性格を明確にできるからである。今後に残された課題も大きい。

#### 5-2 無縁墳墓の改葬について

野田山墓地の無縁墳墓改葬の事業(墓地整備事業)は、平成2年から本格的に始まった。 しかし、これまで折に触れて述べたように、墓地の整備は、それが無縁墳墓の改葬という 形はとらなくても、幾度となく行われてきた。合葬墓が多いのは、浄土真宗の門徒衆が多 いと理由によるだけではなく、合葬墓を建立して墓地の整備を行ってきたことも影響を与 えているのだろう。

とは言え、今回の墓地の整備事業は、開闢以来 400 年を経過し、町人・下級武士階層に開放されてから 200 年を経過している野田山墓地の本格的な整備事業なのである。今回の私達の調査対象区域は上級武士階層ではなく、比較的下級武士や町人階層が多いとされてきた区域である。そのような地域で、どのように墓地の無縁化が進んでいるかはたいへん興味深い問題であった。そして、墳墓の無縁化が概ねではあるが 40%程度であった。問題はその数字をどのように見ればよいのであろうか。結論から言うと、私の個人的な印象ではあるが、予想したほど多いものではなかったと言える。

もっとも、野田山墓地は市民に対して開放された墓地であったとしても、武家や上層の町民階層といった比較的「家」観念の強い階層(人々)によって維持されてきた墓地である。また、この調査の過程の中で詳細についてのお話しをお伺いすることができなかったが、墓守(墓番)の存在も大きな意味をもっていたように思う。墓守による墓地の管理は人々(墓地使用者)の墓地に対する関心をいつも呼び起こしてきたように思えるからである。

そして、そのような階層においてさえも、40 %程度の墳墓の無縁化が起こったと考えると、やはりこの数値は重く受け止める必要があるだろう。祖先崇拝に関する意識も大きな変動の中にあり、今後墳墓の無縁化は加速度的に増加する可能性はあるし、また無縁化の要因として「移動」という要因だけではなく「少子化」と要因が加わってくる。無縁墳墓の増加は、不可避的な問題なのである。

今回、野田山墓地の無縁墳墓の改葬事業=墓地の整備事業を取り上げた理由は、この整備事業の一つのモデルになるのではないかと思ったからである。43万㎡の野田山墓地を整備事業は、これを開始して10年を超えてもまだ道半ばの大事業である。金沢市がどのような手続きにおいて無縁墳墓の改葬事業を行っているかは、できるだけ詳細に紹介したつもりである。ある一定の区域を5年をかけて墳墓の調査を行い、それを記録した上で整備を行うというのは「死者の尊厳性」は確保されていると考えるであろう。無縁墳墓の改葬は、墓地経営の合理性の観点からではなく、死者の尊厳性を確保する観点から行うべきであり、その意味において野田山墓地の整備事業は大きな意義をもっているといえるだろう。

また、一方では墓地の整備事業として行いながら、他方では『金沢市文化財紀要 200 野田山』(前掲)のように墓地を文化して記録する事業としてもこれを展開している。この事業も手間暇のかかる作業である。このような事業に着手した金沢市の英断に敬意を表するとともに、今後も継続した事業の展開に期待したい。実際、墳墓のデータベース化を行い、一基一基の墳墓の記録を見てみると、金沢の歴史や文化が見えてくるし、また個々の家のさまざまなドラマが見えてくる。膨大な無縁墳墓の山の中には、壮大な金沢の、そして人間のドラマがある。

<sup>\*1</sup> 利家の戒名は「高徳院殿贈従一位行亜相桃雲公大居士」である。

- \*2 屋敷道明「桃雲寺と野田山墓地」(資料紹介)(金沢市[金沢埋蔵文化センター]『野田山墓地』[金沢市文化財紀要 200] 所収、2003)、84 頁以下
- \*3 宇佐見孝「野田山前田家墓地の形成と変遷」『野田山墓地』[前掲] 90 頁以下
- \*4 出越茂和「野田山近世墓地研究序説-墓地の形成と構造-」『加能資料研究』第 13 号、 2001 年、84 頁
- \*5 前同 89 頁
- \*6 金沢市『野田山墓地』(前掲)、9頁。「レポート野田山から(23回)」(北国新聞昭和58年2月8日)で町人墓地のことを扱っている。ここでは、「天保期〔1840年前後〕ごろから墓地を備え出した有力商人は鶴来屋・越中屋・白虎屋・能登屋・小牧屋・松任屋ら。墓は町人専用であったと思われる「後割甲」に集中し、その数は優に200基を超える。墓石に見事さは下級藩士をはるかにしのぎ、高さ1メートル前後、幅3、40センチの立派な越前石や戸室石が林立する」とある。
- \*7 金沢市『野田山墓地』(前掲) 8 頁以下および出越茂和「野田山近世墓地研究序説」(前掲)を参照。
- \*8 この富子姫の夫婦別姓の墳墓については、拙稿「家(家族)と村の法秩序」水林彪ほか編『法社会史(新体系日本史2)』(山川出版社、2001)を参照。
- \*9 前同、94頁
- \*10 「墓地券」等の文書の所在はすべて金沢市近世資料館。
- \*11 金沢市史編纂委員会『金沢市史(資料編14 民俗編)』(金沢市、2001)317頁以下。
- \*12 前同、325頁
- \*13 向井英明氏は、野田山墓地について「武家や町家の墓もここに集まり、城下町最大の墓地になった。しかし、真宗門徒の墓は厳しく排除されたらしい」(金沢民俗をさぐる会編著『都市の民俗・金沢』[国書刊行会、1984] 16 頁)と論じている。しかし、残された墳墓をみてみると、遅くとも江戸時代の 18 世紀末には浄土真宗系の戒名を刻んだお墓も見られるようになっている。
- \*14 『野田山墓地』(前掲) 13 頁。表 3 として引用したものは「第四表 記載人数」(17頁)。
- \*15 拙稿「総墓の諸形態と祖先祭祀」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 41 集(1992) 255 頁以下。
- \*16 拙稿『1995 年度 墓と祖先祭祀についての法社会史的研究-家族・村落構造との関わりで=吐山の墓制』(1995 年度文部省科学研究費補助金、一般研究(C)) 38 頁以下。「個人墓」等の定義については4頁以下。
- \*17 『石川縣史(第四編)』(石川県、1974) 1210 頁から 1211 頁
- \*18 『野田山墓地』(前掲)第六表(19頁)によると、「〇〇家累世之墓」「〇〇家之墓」「〇〇家先祖代々之墓」を区別して、前二者は19世紀になってから、最後の「〇〇家先祖代々之墓」は19世紀の最後の四半期になって登場する。しかし、この三者を区別する意義はどこになったのであろうか。

また、明治維新以前に墳墓に○○家という「苗字」を刻むのは一般的には武士階層に限定されるだろう。実際、武士階層では江戸時代を通じて個人の戒名を記銘するものが多いとも論じている(注 13 を参照)。では、江戸時代に「○○家」という苗字を記銘した墳墓

はどのような階層であったのであろうか。いくつか不明な点、解明されなければ点が残されている。もう一度、もとのデータに帰っての分析を必要としている。